

佐川町の給与・定員管理等について

第1 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度 の人件費率
5年度	人 12,013	千円 8,820,132	千円 205,049	千円 1,223,476	% 13.9	% 13.4

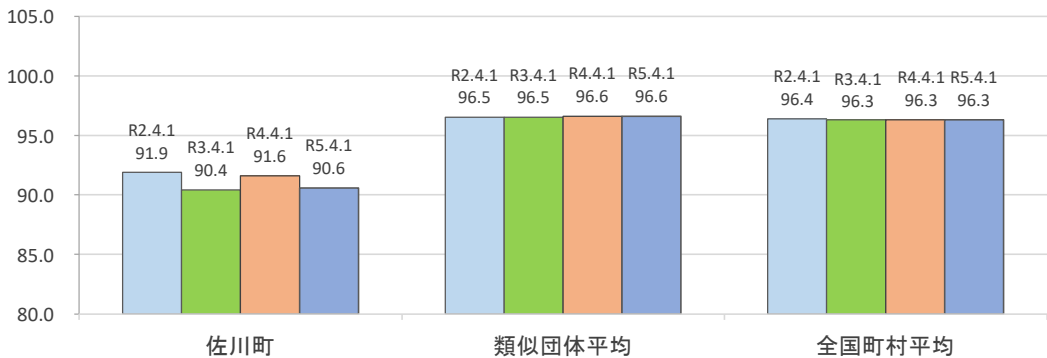
(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 (令和4年度決算)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 116	千円 404,901	千円 50,022	千円 156,334	千円 611,257	千円 5,269	千円 5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
5年度	% －	% －	% －	% －	% 1.1	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレスと比較した勤勉手当の年間支給月数である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 4.5	月 4.5

(注) 民間の支給割合は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成29年4月1日
一般行政職の給料表について、国に準拠し、若年層については引き上げを行い、高齢層については引き下げを行った。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

なし

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	41.7 歳	288,188 円	323,162 円	310,163 円
高知県	41.8 歳	308,173 円	373,307 円	328,854 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	41.8 歳	306,481 円	363,479 円	332,045 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
佐川町	36.9 歳	10 人	202,380 円	214,660 円	213,140 円
うち学校給食員	35.5 歳	7 人	190,757 円	196,171 円	195,842 円
うちその他	40.1 歳	3 人	229,500 円	257,805 円	253,500 円
高知県	59.9 歳	17 人	255,091 円	279,838 円	259,891 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円
類似団体	50.2 歳	4 人	289,912 円	314,573 円	299,964 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
佐川町	-	- 歳	- 円	-
うち学校給食員	飲食物調理従事者	47.7 歳	217,900 円	0.90
うちその他	-	- 歳	- 円	-
高知県	-	- 歳	- 円	-
国	-	- 歳	- 円	-
類似団体	-	- 歳	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐川町	-	-	-
うち学校給食員	3,108,371	2,905,800	1.07
うちその他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等除いたもの）

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		佐川町	高知県	国
一般行政職	大学卒	175,300 円	189,400 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	156,300 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	136,200 円	158,200 円	- 円
	中学卒	- 円	144,800 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

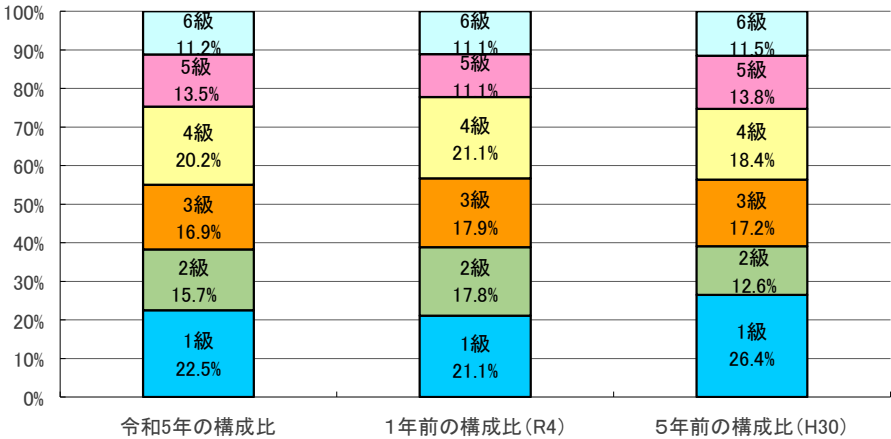
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	234,800 円	297,500 円	356,900 円	388,900 円
	高校卒	223,800 円	261,500 円	355,200 円	371,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

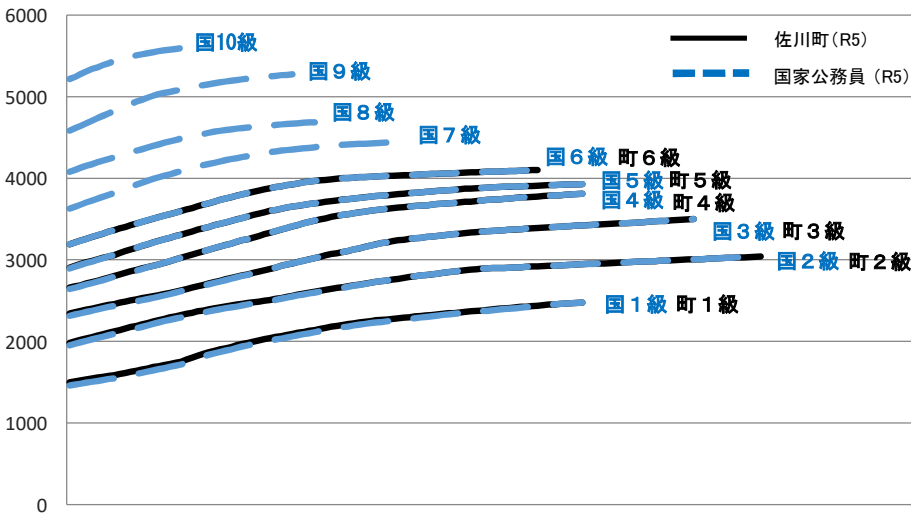
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、事務局長、教育次長、参事	10 人	11.2 %	319,200 円	410,200 円
5級	課長補佐、事務局次長、教育次長補佐、所長、館長、室長（課内）	12 人	13.5 %	290,700 円	393,000 円
4級	係長	18 人	20.2 %	266,000 円	381,000 円
3級	主任、主幹	15 人	16.9 %	234,400 円	350,000 円
2級	主査	14 人	15.7 %	198,500 円	304,200 円
1級	主事、技師、保健師、保育士	20 人	22.5 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 佐川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給へ人事評価の活用状況（佐川町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇級区分	昇級可能な区分	昇級実績がある区分	昇級可能な区分	昇級実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ. 人事評価を活用していない	標準の区分のみ（一律）				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐川町	高知県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,296 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,480 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.85) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐川町）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

佐川町	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 （自己都合） 300 千円 （勸奨・定年） 18,689 千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （応募認定退職 2%～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在） なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（５年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	0千円	1日当たり1,000円
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、 感染症病室勤務職員	左記	0千円	1日当たり290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	20,212 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	191 千円
支給実績（４年度決算）	23,967 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	228 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績５年度決算」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族 10,000円 配偶者がいない場合そのうち１人6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 １人につき 5,000円加算	同	-	14,228 千円	265,197 円
住居手当	借家・借間：月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高支給限度額 28,000円	同	-	6,524 千円	271,817 円
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ６ヶ月定期券等一括支給を基本 交通用具（自動車等）使用者 片道２km～５km未満 2,000円 ５km～10km未満 4,200円 以下５km毎に支給額を加算 最高支給額60km以上 31,600円	同	-	6,162 千円	71,898 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 課長職級 35,000円 課長補佐職級 25,000円	異	国の同等職より低額	6,721 千円	251,169 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合の他、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、当該特定管理職員に対して支給 週休日等 8,000円～12,000円 （6h超勤務は5割増） 平日深夜 4,000円	異	国の同等職より低額	804 千円	53,714 円

5 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	708,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副町長	593,000 円	855,000 円 ／ 513,100 円
	教育長	549,000 円	680,000 円 ／ 476,000 円
			- ／ -
報酬	議長	269,000 円	408,000 円 ／ 218,000 円
	副議長	213,000 円	340,000 円 ／ 174,000 円
	議員	189,000 円	320,000 円 ／ 156,000 円
期末手当	町長	(５年度支給割合)	
	副町長	2.725 月分	
	教育長		
	議長	(５年度支給割合)	
退職手当	副議長	2.725 月分	
	議員		
	町長	(算定方式)	(１期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数×500/100	14,160 千円 任期毎
	教育長	給料月額×在職年数×300/100	7,116 千円 任期毎
		給料月額×在職年数×250/100	4,118 千円 任期毎

（注） 1 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 1,721,668	千円 △ 22,408	千円 822,276	% 47.8	% 48.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 (令和4年度決算)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 103	千円 378,244	千円 123,304	千円 148,373	千円 649,921	千円 6,310	千円 7,159

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
佐川町公営企業 (病院事業)	医師	55.8 歳	552,800 円	1,639,919 円
	看護師	42.6 歳	294,211 円	462,456 円
	事務職員	43.6 歳	294,282 円	438,131 円
※団体平均 (R5.4.1時点)	医師	43.3 歳	562,455 円	1,399,976 円
	看護師	41.3 歳	298,127 円	489,372 円
	事務職員	46.3 歳	322,023 円	503,394 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 「団体平均」とは、市町村(政令指定都市を除く)の区分ごとの病院事業の平均値である(情報提供:総務省)。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐川町公営企業(病院事業)		佐川町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,441 千円		佐川町一般行政職 1,296 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5% ~ 15%		・役職加算 5% ~ 15%	

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

佐川町公営企業(病院事業)			佐川町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勧奨・定年)	(自己都合)		(勧奨・定年)
7,758 千円		0 千円	300 千円		18,689 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在) なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	67,890 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	905,190 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	72.8 %
手当の種類（手当数）	13 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	93 千円	1日当たり1,000円
夜間勤務手当	深夜（午後10時～午前5時）に病棟及び老健にて勤務する看護師、准看護師、助産師、介護職員	左記	16,341 千円	1回当たり3,100円～7,300円＋（時間給×0.25×時間数）
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、感染症病室勤務職員	左記	0 千円	1日当たり290円
放射線取扱手当	放射線業務に従事する職員（診療放射線技師）	左記	174 千円	1日当たり230円
検査業務手当	生理学的検査等に従事する職員（臨床検査技師、衛生検査技師）	左記	147 千円	1日当たり150円
早出手当	午前5時以前に給食業務に従事する職員	左記	0 千円	1日当たり500円
医師手当	医療業務に従事する医師	左記	41,499 千円	月額387,800円～763,200円
拘束手当	救急外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するため待機する職員	左記	2,604 千円	1回当たり医療技術職員950円～1,900円
技能職員介護支援専門員手当	技能職員のうち介護支援専門員業務に従事する職員	左記	0 千円	1日当たり500円
技能職員介護施設所長手当	技能職員のうち介護施設における所長業務に従事する職員	左記	114 千円	1日当たり500円
新型コロナウイルス等対応作業手当	個人防護具を装着したうえで、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応する職員	左記	204 千円	1日当たり290円～4,000円
看護職員処遇改善手当	看護業務に従事する看護職員	左記	6,391 千円	1月当たり9,000円
介護職員等処遇改善手当	介護施設にて業務に従事する職員	左記	324 千円	1月当たり4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	11,090 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113 千円
支給実績（令和4年度決算）	13,359 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	135 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員 １人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族 10,000円 配偶者がいない場合そのうち1人6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同	-	15,003 千円	277,833 円
住居手当	借家・借間：月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高支給限度額 28,000円	同	-	5,371 千円	335,687 円
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 6ヶ月定期券等一括支給を基本 交通用具（自動車等）使用者 片道2km～5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,200円 以下5km毎に支給額を加算 最高支給額60km以上 31,600円	同	-	7,195 千円	114,207 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 課長職級 35,000円 課長補佐職級 25,000円 病院事業管理者 180,000円 副院長職級 51,200円 医療局長職級 24,900円 看護局長職級 19,700円 看護長職級 15,800円 薬剤部長職級 16,600円	異	給料表が異なる （医療職給料表を適用）	2,316 千円	289,500 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給	同	-	- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は正規の勤務時間外の時間に医療業務のため勤務した場合の他、特定管理職員が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給 医師以外 1時間以上につき3,000円～15,000円 医師 1時間以上につき3,400円～17,000円	異	適用業務が異なる （一般行政職に医療業務を追加）	682 千円	136,400 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、祝日法による休日等、および年末年始の休日等に、本来の勤務に従事しないで行う断続的な勤務を命ぜられた場合に支給 病院職員のうち医師 30,000円 病院職員のうち医師を除く職員 7,400円	同	-	10,689 千円	509,000 円

第2 職員の任免及び職員数に関する状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和5年度に新たに採用された職員の状況は次のとおりです。

(単位：人)

職区分	採用者数	職区分	採用者数
一般行政職・福祉職	7	薬剤師・医療技術職	0
技能労務職	0	看護・保健職	4
医師職	1	合 計	12

(2) 退職者数

令和5年度に退職した職員の状況は次のとおりです。

(単位：人)

職区分	定年・その他	勸奨	自己都合	合計
一般行政職	2		3	5
技能労務職				0
医師職			3	3
薬剤師・医療技術職				0
看護・保健職			3	3
合 計	2	0	9	11

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

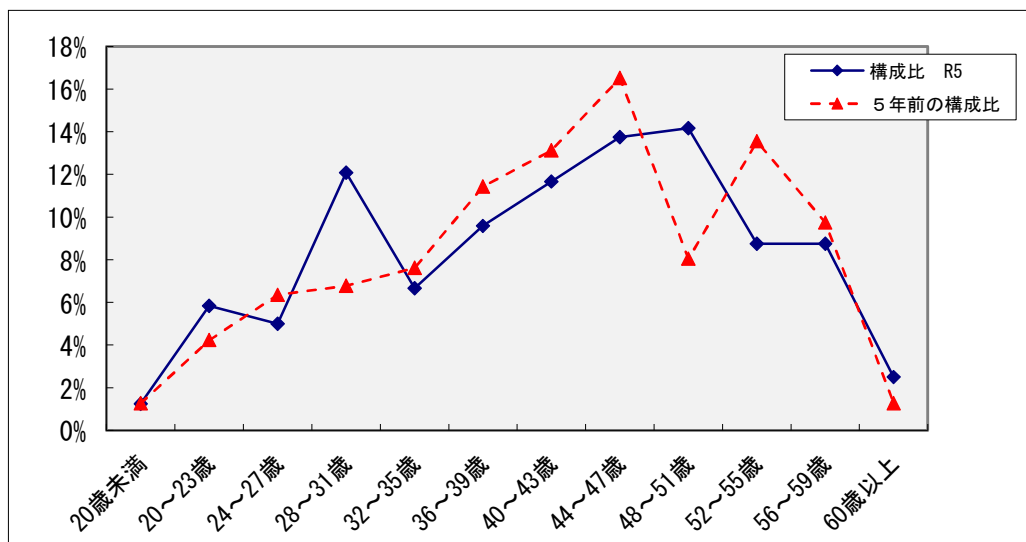
(各年4月1日現在)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
				令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	2	1	会計年度任用職員から正職員の配置替え	
		総 務	33	31	2	業務体制強化のため	
		税 務	7	10	△ 3	課統合による見直しのため	
		労 働	0	0	0		
		農林水産	10	9	1	局長配置のため	
		商 工	3	3	0		
		土 木	8	7	1	再任用職員退職に伴う正職員の配置替え	
		民 生	25	24	1	業務体制強化のため	
		衛 生	9	9	0		
		計	98	95	3	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 82.18人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.02人）	
	教育部門	23	21	2	図書館新設、業務調整のため		
	消防部門						
	小 計	121	116	5	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数101.47人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数106.97人）		
公営企業等	会計部門	病 院	103	107	△ 4	欠員不補充	
		水 道	4	4	0		
		下水道			0		
		その他	12	13	△ 1	業務調整のため	
		小 計	119	124	0		
合 計			240 [266]	240 [266]	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数201.27人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	14人	12人	29人	16人	23人	28人	33人	34人	21人	21人	6人	240人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	90	94	96	95	98	8 (8.9%)
教育	19	21	21	21	23	4 (21.1%)
消防	0	0	0	0	0	0
普通会計	109	115	117	116	121	12 (11.0%)
公営企業等会計	120	120	125	124	119	△ 1 (-0.8%)
総合計	229	235	242	240	240	11 (4.8%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事、技師、保健師、又は保育士の職務	31	25%	主事	26	75	60%	係員級			
				技師	2						
				保健師	2						
				保育士	1						
計		31									
2級	主査の職務	12	10%	主査	12						
				計					12		
3級	主任及び主幹の職務	32	25%	主幹	20						
				主任	12						
				計					32		
4級	係長の職務	23	18%	係長	23				23	18%	係長級
				計							
5級	課長補佐、事務局次長、室長(課の内部組織である室の長に限る。)、教育次長補佐、所長、館長、副参事、管理者の職務	18	14%	課長補佐	12				18	14%	課長補佐級
				室長	1						
				次長補佐	1						
				所長	3						
				館長	1						
計		18									
6級	課長、事務局長、教育次長又は参事の職務	10	8%	課長	7	10	8%	課長級			
				事務局長	2						
				教育次長	1						
				参事	0						
計		10									
	合 計	126	100%								

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間（令和6年4月1日現在）

勤務日 月曜日～金曜日（8：30～17：15／休憩時間12：00～13：00）
週休日 土曜日及び日曜日
休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日

※特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日等の特例を定めています。

2 休暇（令和6年4月1日現在）

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

- （1）年次有給休暇 1 暦年20日以内（20日以内の繰越を認める）
（2）病気休暇 公務傷病によるもの 必要と認められる期間
一般の傷病によるもの 90日以内（結核性疾患の場合は1年以内）
（3）特別休暇

内容	期間
選挙権その他公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植の末梢血幹細胞の登録の申出、又は提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合	5日以内／1年
結婚休暇	7日以内
産前産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）・産後8週間
保育時間（生後1年未満の子）	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻が出産する場合	3日以内（妻が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間）
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内における5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
看護休暇（小学校就学前の子）	5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
短期介護休暇（負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う必要があると認められるとき）	5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
忌引	配偶者7日、父母7日、子7日、祖父母・兄弟姉妹3日、孫・おじ又はおば1日等
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季休暇	3日以内／1年（7月～9月（業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の取得が困難であると認められる場合は6月～10月））
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
生理休暇（女性職員）	必要と認められる期間。（ただし2日を超えるときは、医師の診断書必要）
妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び同法第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
その他任命権者が特に必要と認めた場合	任命権者が必要と認める期間

- （４）介護休暇 介護の対象者
・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
・祖父母、孫、兄弟姉妹等
2週間以上の期間にわたり疾病等で、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6ヶ月を3つの期間に分割して取得することができる。（無給）
- （５）組合休暇 職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で与えるものとする。（無給）

3 育児休業等

- （１）育児休業 職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。（無給）
- （２）部分休業 職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間中2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。（無給）

第4 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限処分（令和5年度）

単位：人

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	合計
成績が良くない場合					0
心身の故障の場合			8		8
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

2 懲戒処分（令和5年度）

単位：人

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

平均取得日数	14.1日
--------	-------

（注） 1 町長部局に属する非現業職の一般職であり、全期間を在職した職員を対象とする。
（当該期間中の育児休業者、退職の事由がある職員、中途採用者及び退職者を除く）

2 介護休暇の取得状況（令和5年度）

1名

3 育児休業の取得状況（令和5年度）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月	6月～ 1年	1年～ 1年3月	1年3月～ 1年6月	1年6月～ 2年	2年超
男性職員	1		1					
女性職員	3			1	1		1	

4 部分休業の取得状況（令和5年度）

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月	6月～ 1年	1年～ 1年3月	1年3月～ 1年6月	1年6月～ 2年	2年超
男性職員	0							
女性職員	7	1		4				2

区 分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間			
		30分以下	30分～ 60分	60分～ 90分	90分～
男性職員	0				
女性職員	7	1	4		2

5 職務専念義務免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

（条例に定める理由）

- （1）研修を受ける場合
- （2）厚生に関する計画の実施に参加する場合
- （3）専ら職員団体の業務に従事する場合
- （4）前3号に規定する場合を除くほか町長が定める場合

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（令和5年度）

区 分	研 修 内 容	コース数	受講者数
一般研修	資質向上のための階層別研修	21	40
派遣研修	研修機関等による専門分野の研修	17	30
そ の 他	自主企画研修、職場研修	5	121

2 勤務成績の評定

平成20年6月から勤務評定を実施

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生

職員の福利厚生制度には、法律により義務付けられた共済制度、労働安全衛生、公務災害補償等の法定福利厚生制度と、使用者が人事行政上の必要から実施する互助会制度等の法定外福利厚生制度の2つがあります。

佐川町では、高知県市町村職員共済組合及び（財）高知県市町村職員互助会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

主な福利厚生制度の内容は次のとおりです。

項 目		主な内容
法定福利	共済制度	法に基づく高知県市町村職員共済組合に加入 【主な共済制度】 健康保険・休業・災害等給付 年金等給付 保養施設利用助成 住宅・入学等貸付
	健康診断	1年に1回職員に対して定期健診を実施 人間ドック、職場での健康診断
	公務災害補償	地方公務員災害補償基金及び法に基づき補償
法定外福利	互助制度	（財）高知県市町村職員互助会に加入 【主な共済制度】 医療費・出産・結婚・災害等給付 体育・文化・教養事業への助成

2 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度 0 件

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和5年度 1 件